

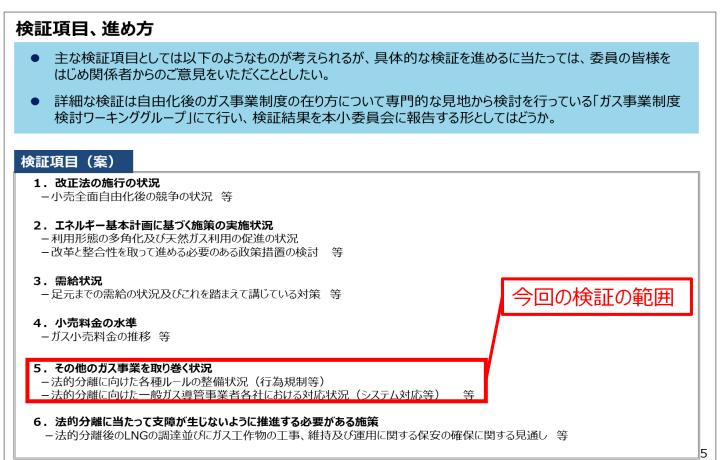
改正ガス事業法の施行状況等にかかる 検証について

2021年3月16日 資源エネルギー庁

本日の検証について

- 本WGにおいては、第27回電力・ガス基本政策小委員会で検討されたガス事業法に関する下記の検証項目について、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)第六条の施行前の検証として、委員のご意見をいただいている。
- 本日は「その他のガス事業を取り巻く状況」についてご議論をいただきたい。

第27回電力・ガス基本政策小委員会(2020年7月28日)資料4-2 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工



電気事業法等の一部を改正する等の法律における検証規定(ガス事業法関係)

- 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)において、改正法 第五条(小売市場の全面自由化)及び第六条(導管部門の法的分離)の規定による改正後のガス事 業法の施行状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況及びガスの需給の状況、小売料金の 水準等のガス事業を取り巻く状況に関する検証規定が設けられている。
- また、改正法において、導管部門の法的分離にあたってはLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとされているところ、法的分離に際してこれらの点にかかる支障が生じないか、あわせて検証することとする。
- 第27回電力・ガス基本政策小委員会において、上記検証項目についての詳細な検討は熱供給事業法の施行状況に関する検証とあわせて本ワーキンググループにて行い、検証結果を電力・ガス基本政策小委員会に報告することとされた。

¦ <電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)> ¦ 附則

- 第七十五条 政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。
- 第七十六条 政府は、<u>第七条の規定による改正後の熱供給事業法の施行の状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、</u> その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第16回ガスWGでの議論概要(エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況関係)

▶ 第16回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況関係

- パイプラインの整備は、これまでも時々国のほうでも整備のコストベネフィットを計算してくれているが、レジリエンスや供給安定性の観点からも、パイプラインを延伸する事業者の努力は高く評価されるべきこと。近年も実績が上がっているということで、喜ばしく思う。数年前まで見られていた事業者間でパイプラインがつながっていくことは、例えば託送供給の可能性が広がるし、競争活性化にもつながるし、多様性をもたらす。ぜひその方向性を維持していただきたい。2点目であるが、今回は様々な助成金の存在を教えていただいたが、助成金のみならず新規性ある優れた技術でカーボンニュートラルな都市ガスを作ることができるのならば、消費者もそのコストを負担することがいずれは必要になってくる。電力の世界では消費者が負担するFIT賦課金を背景に大きく我が国の電源構成が変わったように、カーボンニュートラルへの負担を事業者のみに押しつけるのではなくて、むしろ消費者もしっかりと負担するということが妥当だと思う。あと数年かけてカーボンニュートラルな都市ガスの方向性についてきちんと道筋をつけて、その道筋がついたら、新しい都市ガスの組成に向かうため、助成金をつけることのほか、コストを需要家に乗せるということは妥当だと考えている。3点目であるが、LNG基地の第三者利用について、極力この制度を使いやすくする観点から、国も注力してきたと思う。まだ利用は1件ということだが、LNG基地事業者は余力の範囲で自社の小売部門が基地を利用するのと同じ使いやすさで第三者に使わせることを心がけていただくということだと信じている。例えば、自社小売がしていないような精緻な需要予測を基地利用の申込みの際にしていただくようなことがあれば、それは新規参入者にとっては、時間とコストのかかる作業ともなり、LNG基地の第三者利用の障壁となるのではないかと思う。適正取引ガイドラインの趣旨をしっかりと実現していただくよう今後も努力をしていただければ、【草薙委員】
- まず1点目、天然ガスパイプラインの整備について、一定の実績があがり、整備が進んでいるということだと思うが、いわゆる整備に関する指針に基づいて実施されているものがどれだけあるのか。利用実績がないのではないかと理解しており、それはどういう理由なのか。指針が作られて日が浅いからだけなのか、使い勝手が悪いのか。そもそもどこまでガスパイプラインを延伸させていくかが、カーボンニュートラルの中でも議論としてあり得るところだと思うので、今後具体的に指針に基づく促進の仕組みがワークするのかしないのか、検証していく必要もあると思っている。もう1点、LNG基地の第三者利用について。実績がこれまで1件だが、課題がないのかという点は今後検証、整理していく必要があると思っている。実際、恐らくこれ以外でも申込みをして、結局利用に至らなかった例があると理解している。これがどういう理由なのか。余力の範囲で使わせるというそもそもの制度であるので、なかなか難しい部分があるということは十分理解できるところであるが、より利用しやすい方法、仕組み、情報開示の在り方などがないのかも今後具体的に利用に至らなかった事案などのヒアリング等も踏まえて、検証いただければ。【市村委員】

第16回ガスWGでの議論概要(エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況関係)

● 第16回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況関係

- 草薙委員のご意見には同意しかねる。民間事業者によるパイプライン投資を非常に高く評価して、これからもこのように続けてください、という感想を全く持っていない。民間事業者だけに任せておいて本当に投資できるのか、投資してもらえるのかという点に関しては、ずっと議論が続いていて、それでもガス事業者、ガス協会からは事業者に任せてほしいとの主張があり、それを信じてずっと任せてきて、ものすごくプアな投資しかされてこなかったと認識されており、今回もまさにそれが表れていると思っている。これを高く評価して、このとおりずっと続けてくださいなどと、事業者に媚びを売るがごとき発言には、私は到底賛同しかねる。一方で、我々が、以前は非常に強く言っていたインフラ投資への強い期待を随分後退させてきているのは、今から投資して20年後に基幹パイプラインができて、それが動き出して、その後数十年間も役に立つほど都市ガス産業の未来は頑強なのかに確信が持てなくなってきているから。まだ東京福岡間あるいは仙台福岡間のような需要稠密地帯をつなぐ高圧の導管網が整備されていない。需要稠密地帯ですらパイプラインがつながっていないという現状を目の当たりにしながら、これまでの事業者の投資行動を高く評価するなどという発言には、到底同意しかねる。【松村委員】
- 松村委員のおっしゃることはもっとも。他方、今は色んな選択肢が事業者に与えられている時代だと思っており、あえてこの挑戦をすることを積極的に評価したいという趣旨であった。この選択肢を取らずに、例えば内航船をうまく運用するとか、ローリーとか様々な運び方もあるわけであり、どのようにLNGを調達するのか選択肢が色々とある中、あえてこのように考えていくことを評価していきたいという趣旨であった。投資して損をしたというようなことがないように、例えば大手3社以外のところでは、政府も利子補給をしているわけだが、税金の投入であることからそれが決して無駄にならないようにする。そして、パイプラインが税金を投入されているということもあり、第三者が利用する機会もある。その流れもあり、あえてその選択肢を取ろうとする方は評価するという趣旨であった。松村委員のおっしゃっている、時代の流れを踏まえた御発言はもっとも。【草薙委員】
- 去年の6月には、睦沢など、台風による災害が多くなっている。エネルギー密度の高いところはメンテナンスにしろ、電力会社も目が行き届いていると思うが、過疎なところはどうしても目が行き届かない場合もあり得るわけで、地元のコンソーシアムを作っていただいて、自家発・自家消費を行うのが良い。【柏木委員】

第16回ガスWGでの議論概要(エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況関係)

▶ 第16回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況関係

- 今後パイプラインをどこまで伸ばしていくか、整備していくかということは、2050年カーボンニュートラルに向けて、国としてどのような具体的な方策を出していくかに深く関連してくる。今はLNGだけだが、ここにヨーロッパのようにバイオガスを加えていったり、メタネーションということでガス自体を脱炭素化していったりすることを目指すのであれば、ガス導管の整備は今後もさらに進めるべき。民間がどれだけ注力するかということもあるが、国の方針と相まって進めることになると思う。草薙先生がおっしゃった、消費者の負担も必要になるだろうという点については、当然そのような国の構想のもとでの計画であれば、消費者としてはその内容を受け入れて当然カーボンニュートラルを目指すものと思っているため、ビジョンに向けての方策をはっきりとさせる必要があると思う。もう1点、熱利用について、確かに電気やガスという単体のエネルギーは消費者に届いているが、熱利用の促進や効率化の情報については届いていないのが実情。今後は広報についてさらなる方策を考えていく必要がある。【大石委員】
- 天然ガスの調達について、1つは非常に短期的なことで、今年電力業界で電気の卸売価格の上昇が問題となり、それはLNGがうまく調達できなかったからだというようなことも報道されている。都市ガスではガスが足りなくなったという話は聞かないので調達の方式とは別なのかもしれないが、短期的な需給の逼迫とかについての対処は、何か計画化されていたり、織り込まれたりしているのか。一方、長期的に考えたときに2050年にカーボンニュートラルとなると、ガス自体も天然ガスを持ってくるのではなく、合成のガスとなってくる。天然ガスは非常に長期で契約をされるという話を以前にお伺いしたことがあるが、天然ガスを押さえ過ぎてしまい、持っているものは使わないといけないからということで、脱炭素技術への転換や合成ガスへの転換などが進まないというようなことがあってはいけないのではないか。長期的な展望として、調達をどう計画化されていくのか。【二村委員】
- 二村委員から御指摘があった件を少しだけ補足をさせていただく。これから30年間、足元の安定供給、レジリエンス強化を図りながら、カーボンニュートラルな社会に移行していくことは、非常に難しいこと。安定供給のためには、まず化石燃料を安定的に確保していくことが必要だが、それをいずれ置き換えていくことになる。時点の見極めが非常に難しいものがあるが、今、エネ庁の資源・燃料分科会等で、こういった議論をしている。これから化石燃料の需要が減ってくる中、産ガス国、例えばオーストラリアでは今、水素の取組が非常に活発化し、CCSもできると言っており、逆に化石燃料にそういった付加価値をつけて、輸入国側と新しいウィン・ウィンの関係を作っていこうという動きも出てくるのではないかと思っている。そうした点も含めて移行がスムーズにいくように、これから事業者としても国あるいは産ガス国と連携を取りながら、色んな検討をしていく方向になると思う。【沢田オブザーバー】

目次

その他のガス事業を取り巻く状況

- I.法的分離に向けた各種ルールの整備状況(行為規制等)
- Ⅱ.法的分離に向けた一般ガス導管事業者各社における対応 状況(システム対応等)

目次

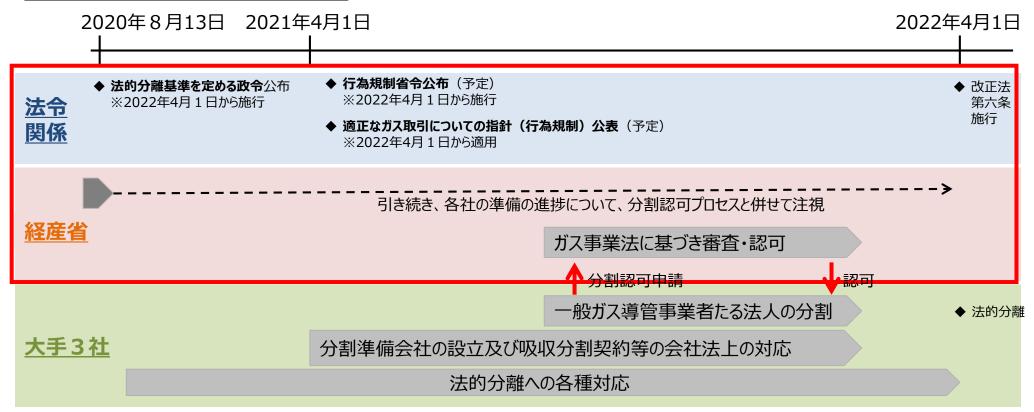
その他のガス事業を取り巻く状況

- I.法的分離に向けた各種ルールの整備状況(行為規制等)
- Ⅱ.法的分離に向けた一般ガス導管事業者各社における対応 状況(システム対応等)

法的分離までのスケジュールと本検証の対象

- ガス大手3社(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)の法的分離に向けては、経済産業省においてこれまで法的 分離の対象となるガス事業者の要件等を定める政令、行為規制等を定める省令、適正なガス取引についての 指針等各種規定の準備を進めてきているところ、本日はその状況をご報告させていただく。
- 併せて、法的分離に向けた各社の準備状況をご報告し、2022年4月の法的分離に向けた準備が適切に進められているかどうか、また、今後どのような点を注視していくべきか等について御議論いただきたい。

<法的分離までのスケジュール>



(参考) 第13回ガス事業制度検討WG(2020年7月10日) 資料8 事務局資料より抜粋

ガス事業法施行令等の一部を改正する政令(※) (案)について

- (※) ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令
- 法的分離の対象となるガス事業者の要件等を定める政令案をガスシステム改革小委員会の議論を踏まえて策定中。
- 7月2日(木)から7月31日(金)までの期間でパブリックコメントを実施中。

改正の背景

● 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の規定に基づく改正後のガス事業法の 規定に基づき、政令において規定される要件に該当する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者(以下「導管事業者」と いう。)の法的分離を実施することとされており、法的分離の対象となる導管事業者の要件を政令において定める必要。

主な改正内容

- (1) ガス事業法施行令の一部改正
- 以下2要件を共に満たす導管事業者を法的分離の対象事業者とする。(※1)
- ①導管の総延長が二万六千キロメートル以上であること。
- ②導管に二以上のLNG基地(LNG基地を維持し、運用する者が二以上の場合に限る。)が接続していること。
- (※1)ガスシステム改革小委員会報告書(平成27年1月)において法的分離の対象事業者が満たす要件としてまとめられた以下2要件を規定。
 - (ア)導管の総延長数が全国シェアで概ね1割以上であること(※2)
 - (※2)「シェアで概ね1割以上」は事業者の予見可能性確保の観点から、シェアの1割に相当する導管延長数を具体的 に規定。
 - (イ)保有する導管に複数の事業者のLNG基地が接続していること。
- (2) 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正
- 改正法附則第48条において、法人の分割に関する登録免許税の非課税を規定し、当該措置の対象法人の要件は政令で定めることとされているため、その要件を規定。
- **登録免許税の非課税措置は法的分離に伴う課税負担の救済措置**であるため、法的分離と同内容((1)の①及び②)を 要件として規定。

(参考) 第13回ガス事業制度検討WG(2020年7月10日) 資料8 事務局資料より抜粋

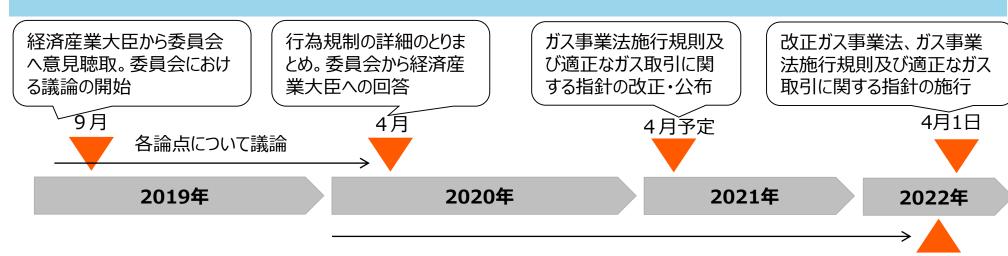
(参考) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の導管総延長数(一部抜粋)

	事業者名	延長数 (km)	シェア (%)
1	東京ガス	61,315	23.2
2	大阪ガス	50,973	19.3
3	東邦ガス	29,591	11.2
4	西部ガス	10,014	3.80
5	京葉ガス	6,432	2.44
	国際石油開発帝石(株)	1,497	0.567
	石油資源開発	791	0.300
	JERA	301	0.114
			•••
	計	264,107	100.0

出典:ガス事業法に基づき提出された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の供給計画第2表(延長数は2018年度実績値)

行為規制に係るルール整備状況

- ガス事業法上、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部門の中立性を確保するための規定が置かれているが、ガスシステム改革小委員会の報告書(2015年1月)において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見がある旨の報告がなされた。
- 上記報告書の内容も踏まえ制定された改正法第六条の規定による改正後のガス事業法において、導管規模等政令で定める要件に該当するガス導管事業者に係る導管事業と小売・製造事業との兼業の禁止(法的分離)や、法的分離されたガス導管事業者の人事・業務委託等に関する行為規制が規定された。
- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者等に係る行為規制の詳細については、2019年8月27日付けで経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)委員長に対し意見を聴取し、委員会にて議論を開始。
- 委員会での検討を経て令和2年4月14日付で上記意見聴取への回答がなされ、当該回答内容を踏まえて ガス事業法施行規則及び適正なガス取引に関する指針の改正作業を実施中、2021年4月頃に公布予定。



(参考)行為規制の全体像

● 改正法第六条の規定による改正後のガス事業法においては、以下の図のとおり、ガス導管事業者の種類によって異なる内容の行為規制を課すこととされている。

ガス導管事業者

一般ガス導管事業者(193社※1)

法的分離の対象となる一般ガス導管事業者(特別一般ガス導管事業者)に係る行為規制

- (1)兼職
- (2)受委託
- (3) 通常の取引条件
- (4) 社名・商標
- (6) その他
- (4) 広告宣伝等
- (5) 体制整備(※3)

全一般ガス導管事業者に係る行為規制

特定ガス導管事業者(30社※1)

法的分離の対象となる特定ガス導管事業者(特別特定ガス導管事業者)に係る行為規制(※2)

- (1) 兼職
- (2) 受委託
- (3) 通常の取引条件
- (4) 社名·商標
- (6) その他
- (4)広告宣伝等
- (5) 体制整備(※3)

全特定ガス導管事業者に係る行為規制

- ※1 2021年3月16日時点
- ※2 特別特定ガス導管事業者は2021年3月16日時点では存在しない。
- ※3 情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が発生した場合の影響の大きさや、体制整備のための負担等を考慮し、一部の規制は ガスメーター取付数30万個以上の事業者が対象。

(参考)特別一般ガス導管事業者に係る行為規制 ※(4)及び(5)は全一導が対象

(0)特別一般ガス導管事業者に対する兼業の制限【第54条の2関係】

✓ 特別一般ガス導管事業者がガス小売事業又はガス製造事業を営むことの禁止

(1)特別一般ガス導管事業者の取締役等の兼職等の規制【第54条の4関係】

✓ 特別一般ガス導管事業者の取締役等がグループ内のガス小売事業者又はガス製造事業者等の取締役等及び従業者を 兼職することの禁止とその例外 等

(2)業務の受委託等に関する規律【第54条の5第2項から第5項関係】

✓ 特別一般ガス導管事業者とグループ内のガス小売事業者又はガス製造事業者等との業務の受委託の禁止とその例外

(3)グループ内利益移転等(通常の取引条件)に関する規律【第54条の5第1項関係】

✓ 特別一般ガス導管事業者が、グループ内のガス小売事業者又はガス製造事業者等と通常取引の条件とは異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で取引を行うことの禁止とその例外

(4) 社名・商標に関する規律【第54条第1項関係】

✓ 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者が、お互いが同一視されるおそれのある社名・商標を用いることの禁止

(6) その他【適正なガス取引についての指針関係】

✓ 特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流についての行動規範の策定を望ましい行為として規定

(4)広告宣伝等に関する規律【第54条第1項関係】

✓ ガス導管事業者が、グループ内(自社)の小売・製造事業者(小売・製造部門)の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うことを禁止

(5)情報の適正な管理のための体制整備【第54条の8関係】

✓ 適正な競争関係を確保するための体制の整備及びその実施状況を経済産業大臣へ報告することの義務付け 等

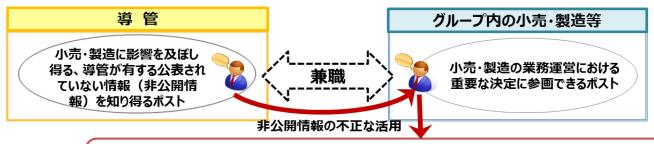
(参考) (1) 一般ガス導管事業者の取締役等の兼職等の規制

(参考) 第43回制度設計専門会合(2019年11月15日)資料3 事務局資料より抜粋

中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職①

中立性阻害行為を誘発する兼職は以下の2類型と考えられるため、このような兼職を禁止するという整理が適切と考えるがどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)

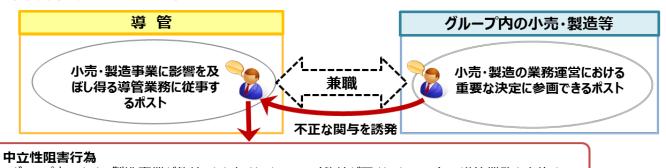
類型 I (グループ内の小売・製造事業等で生じるもの)



中立性阻害行為

特別一般ガス導管事業者において知った非公開情報を踏まえて、他社よりも有利になるよう (他社が不利になるよう) グループ内の小売・製造事業の業務運営に関する意思決定を行う。

類型Ⅱ(導管事業で生じるもの)



(参考) (1) 一般ガス導管事業者の取締役等の兼職等の規制

(参考) 第43回制度設計専門会合(2019年11月15日)資料3 事務局資料より抜粋

中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職②

- 以下のAとCを兼職した場合、Aにおいて知った非公開情報を踏まえてCにおいて小売・製造の意思決定に参加し発言等することを誘発。(前頁:類型I)
- 以下のBとCを兼職した場合、小売・製造の重要な意思決定に関与するCが、Bにおいてグループ内の小売・製造が有利になるように導管業務を行うことを誘発。(前頁:類型Ⅱ)

導 管

類型I

(A) 小売・製造に影響を及ぼし得る、 導管が有する公表されていない情報 (非公開情報) を知り得るポスト



類型Ⅱ

(B)小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に従事するポスト



(A)非公開情報の例

- 導管が託送供給業務を通じて得る他の小売・製造及び ガスの使用者に関する情報
- 導管設備のメンテナンスのスケジュール、今後の託送供給 約款の改定方針など導管業務に関する情報

(B)該当する業務(導管に係る業務のうち、小売・製造事業に影響を及ぼし得るもの)の例

- 導管運用に関する業務 (注入指令等)
- 導管設備の維持・整備等に関する業務 (停止計画等)
- 小売・製造事業者からの申請・問い合わせ対応

兼職禁止



グループ内の小売・製造等

(C)小売・製造の業務運営における重要な決定に参画できるポスト

該当するポストの例

- ●取締役(小売・製造事業に関する審議・議決に 一切参加しない者を除く。)
- ●小売・製造事業の業務運営を担当する執行役員その他小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に参画する管理的ポスト

(注:小売・製造事業を含む経営方針、経営計画、資金調達、経営資源配分の審議・議決については、小売事業又は製造事業に関する審議・議決に含まれると考えられる。)

(参考) (1) 一般ガス導管事業者の取締役等の兼職等の規制

(参考) 第43回制度設計専門会合(2019年11月15日)資料3 事務局資料より抜粋

省令に定める兼職規制に係る内容について

- 類型 I・II のいずれにも該当しない兼職については、中立性阻害行為を誘発するとはいえないため、取締役等の兼職禁止の例外は、下記①又は②の場合と考えられるがどうか。
 (一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
 - ① 導管会社において、非公開情報を知り得ず、かつ、導管に係る業務のうち、小売・製造事業に影響を及ぼし得るものに関与できないことが**確保されている場合**
 - ② 小売・製造会社において、小売・製造事業の重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合
- また、兼職禁止の対象となる従業者の範囲については、中立性阻害行為を誘発すると考えられる、類型 I・II のいずれかに該当するものと考えるがどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
- なお、「確保されている場合」とは、例えば、下表のような仕組みが講じられている場合を 想定。(監視委において、講じられた仕組みが適切に機能しているかチェックを行う。)

特別一般ガス導管事業者のポスト(①)の場合

- ・社内規程等で、兼職者が非公開情報を入手すること、兼職者に 非公開情報を提供することを禁止する
- ・システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする
- ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与することを禁止する
- ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する(議事録・動画・メール等の保存・確認等) 等

小売・製造等のポスト(②)の場合

- ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する(オブザーバー等としての参加を含む)
- ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する(議事録・動画・メール等の保存・確認等) 等

(参考)(2)業務の受委託等に関する規律

(参考) 第42回制度設計専門会合(2019年10月18日)資料3 事務局資料より抜粋

業務委託の禁止の例外についての考え方(案)

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務委託を禁止する趣旨は、下図①~③のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①~③のいずれのおそれもない業務の委託(**A~Cのいずれにも該当しない業務委託**)は、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
 - 災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務委託
 - ▶ 特別一般ガス導管事業者の子会社※への業務委託
 ※特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る
- ①委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、 その導管の業務を通じて競合他社等の情報を得て、自 らの小売・製造事業に活用するおそれ
- ②委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、その導管の業務をグループ内の小売・製造事業者が有利になるよう (競合他社が不利になるよう) 実施するおそれ
- ③グループ内の小売・製造事業者等のみが、競争することなく収益機会を得るおそれ

- A 導管のみが知り得る情報(小売・製造が利用できるもの)を取扱う業務の委託
 - 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託
 - **C** 合理的な理由がないにもかかわらず公募を せずに実施する業務の委託
- ※ グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保(前回議論)

13

(参考)(2)業務の受委託等に関する規律

(参考) 第42回制度設計専門会合(2019年10月18日)資料3 事務局資料より抜粋

業務受託の禁止の例外についての考え方(案)

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務受託を制限する趣旨は、下図①・②のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①・②のいずれのおそれもない業務の受託(**A・Bのいずれにも該当しない業務受託**)については、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
 - 災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務受託

①委託を受けた特別一般ガス導管事業者が、導管に係る経営資源を不当に投入する、関連する導管業務を一部歪めることなどを通じて、受託した業務の成果を高め、グループ内の小売・製造事業者を支援するおそれ



特別一般ガス導管事業者のみが知り得る 情報やその人的・物的資源を不当に活用 して、あるいは、関連する導管業務の実施 を変更・調整するなどして、受託した業務 の成果を高めることができる業務の受託

②選択的に受託することにより、グループ内の小売・製造事業者を支援するおそれ



合理的な理由なくグループ内の小売・製造 事業者以外からは受託しないなど、グルー プ内外で条件等に差を設けた業務の受託

※ グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保(前回議論)

(参考)(2)業務の受委託等に関する規律 ※災害時の復旧対応等の例外

(参考) 第14回ガス事業制度検討WG(2020年10月20日) 資料4 事務局資料より抜粋

政策的対応 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について 1/2

● 2022年4月に導管部門の法的分離が実施され、併せて法的分離の対象となる一般ガス導管事業者(以下「特別一般ガス導管事業者」という。)に対して行為規制が課されることとなるが、災害等の緊急時に、一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者と連携して復旧活動などに取り組むことは、経済産業省令において行為規制の禁止の例外として規定することとなっているところ。

<ガス事業法(昭和29年法律第51号)> ※2022年4月1日施行

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

第五十四条の五 (略)

2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係 事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれ がない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3~5 (略)

<ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)> ※改正案 ※2022年4月1日施行予定

(業務委託の禁止の例外)

第七十九条の八 法第五十四条の五第二項の<u>ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合</u> として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
- 二•三 (略)

(参考) (2) 業務の受委託等に関する規律 ※災害時の復旧対応等の例外

(参考) 第14回ガス事業制度検討WG(2020年10月20日) 資料 4 事務局資料より抜粋の上、一部加工

政策的対応 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について 2/2

● これまでの災害に対するガス事業者の対応等を踏まえ、特別一般ガス導管事業者が躊躇なく、迅速かつ的確に復旧活動に対応できるよう、例えば、以下のような対応は行為規制上の位置づけを「適正なガス取引に関する指針」上で明確化することとしてはどうか。

明確化が必要と考えられる事項(案)

①平常時の訓練・情報共有 (※1)

災害等緊急時(※2)において、製造・一導・小売各事業者による一体的体制を機能させるため、<u>平時において、一体的な体制</u>を整備し、災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施すること。

②非常災害発生前の準備行為等

供給支障に至っていないものの供給設備や製造設備等の障害により<u>大規模な供給支障に至るおそれがある場合</u>や、<u>台風上陸前</u>など供給に支障が生ずることが予測できる場合において、製造・一導・小売各事業者による一体的体制を構築すること。

③小売・製造事業者による一般ガス導管事業者への業務支援

ガス漏れ対応、供給停止受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣及び物資支援活動など、<u>災害等緊急時の一導による復旧業</u>務を、小売・製造事業者が支援し、必要な対応を行うこと。また、この業務遂行に当たって必要な情報共有を行うこと。

④意思決定·指揮命令

災害等緊急時に、一導に応援に入った<u>製造・小売事業者の長を兼ねる持株会社の長(社長等)が、当該一導における長の上</u>位となり意思決定や指揮命令を行うこと。

- (※1) 災害時の復旧対応等、非常の場合におけるやむを得ない「一時的な」業務委託に直接的には当たらないと考えられるものの、緊急時への備えとして平時からの訓練や情報共有等が十分になされなければ、緊急時における一体的な体制の構築が困難となることが考えられるため、緊急時において一体的な体制の構築を機能させるために①を実施することは妨げられないと整理してはどうか。
- (※2)「災害等緊急時」とは、各一般ガス導管事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などを想定。

(参考) (3)グループ内利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

(参考) 第41回制度設計専門会合(2019年9月13日)資料3 事務局資料より抜粋

通常の取引の条件と異なる条件について

- ●「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」については、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかを判断基準とすることが適当と考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
- 他方、本規制の対象となる取引は多種多様となり得るため、より具体的な基準を示すことが難しいものと考えられる。今後、委員会事務局による監視や事業者からの相談等を通じ、整理が必要なケースが出てきた場合には、改めて議論することとしてはどうか。

(参考) (3) グループ内利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

(参考) 第41回制度設計専門会合(2019年9月13日)資料3 事務局資料より抜粋の上、一部加工

本規制の対象とすべき「特殊の関係のある者」の範囲

- 本規制の趣旨は、⑦又は⑦のような行為を通じてガス供給事業者間の適正な競争関係が阻害されることを防止することにある。こうした行為は、別会社を利用した取引(迂回取引等)によっても実現可能であるため、そのおそれのある者(「特殊の関係にある者」)についても規制の対象とされている。
 - ②特別一般ガス導管事業者が特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者)に対して不当に利益を供与することにより、当該特定関係事業者を競争上優位にさせる
 - ①特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者)が特別一般ガス導管事業者に対し利益を供与することにより、当該特別一般ガス導管事業者に対する影響力を拡大し、託送供給業務等における差別的取扱いを誘発する
- 以上を踏まえると、「特殊の関係のある者」の具体的な範囲は、以下のようにすることが 適当と考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)

「特殊の関係のある者」の具体的な範囲

- ▶ グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社(小売・製造等が支配力・ 影響力を有する者)
- ▶ グループ内の小売・製造事業者等の主要株主(小売・製造等と強い利害関係のある者)
- ※「子会社等」「関連会社」は会社法、会社計算規則による
- ※ 銀行法・金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制の対象範囲に類似

(参考) (4) 社名・商標に関する規律

(参考) 第41回制度設計専門会合(2019年9月13日)資料3 事務局資料より抜粋

社名に関する規制について(特別一般ガス導管事業者)

ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき特別一般ガス導管事業者の社名は、一般送配電事業者に係る行為規制と同様、以下のように考えられるがどうか。

禁止すべきと考えられる社名

特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者)が、同一視されるおそれのある社名

※「特定関係事業者」:

特別一般ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者

社名の中に、「導管」「ネットワーク」等、導管事業者であることを示す文言を含む場合、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称(旧一般ガス事業者名等)を使用していても、禁止すべき社名には該当しない。

例) 法的分離後の導管会社:「○○ガス導管株式会社」

(参考) (4) 社名・商標に関する規律

(参考) 第41回制度設計専門会合(2019年9月13日)資料3 事務局資料より抜粋

商標に関する規制について(特別一般ガス導管事業者)

- ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき特別一般ガス導管事業者の商標は、一般送配電事業者に係る行為規制と同様、以下のように考えられるがどうか。
- 1. **禁止すべき**と考えられる商標

特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者)が、同一視されるお それのある商標

(特別一般ガス導管事業者が旧一般ガス事業者のグループ商標のみを使用する場合を含む。)

グループ内の小売・製造事業者と同一視されるおそれのない独自商標と併せて用いる場合のみ、特別一般ガス導管事業者がグループ商標を用いることを許容する。

2. その他の論点

需要家が立ち入らない施設内で外部から見えない場所、マンホール等における目立たない刻印等、 グループ内の小売・製造事業者の営業活動に効果があるとは考えられず、適正な競争関係を阻害 しないと考えられる場所における商標の使用については、本規制の対象外としてもよいのではな いか。

(参考) (6) その他

(参考) 第43回制度設計専門会合(2019年11月15日)資料3 事務局資料より抜粋の上、一部加工

法的分離後の人事交流に関する規律について

- 2022年の法的分離以降における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流については、特別一般ガス導管事業者の中立性をより一層確保するという法の趣旨を踏まえ、特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要ではないか。
- こうしたことから、適取ガイドラインを改定し、以下の事項を望ましい行為として規定してはどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
 - ▶ 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者等) との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い禁止の確実な 確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
 - ▶ 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者等)が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

(参考) (4) 広告宣伝等に関する規律

(参考) 第41回制度設計専門会合(2019年9月13日)資料3 事務局資料より抜粋

広告・宣伝等に関する規制について(全ガス導管事業者等)

- 以下のような広告・宣伝等は、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止すべきと考えられるがどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の結論)
 - ① ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等(社内の小売・製造部門を含む。)の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと
 - ② グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の小売・製造事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと

(参考) (5)情報の適正な管理のための体制整備

(参考) 第45回制度設計専門会合(2020年2月10日)資料3 事務局資料より抜粋

一般ガス導管事業者の体制整備の検討

- 一般送配電事業者に課される体制整備義務のうち、①執務室の物理的隔絶②システムの論理的分割及び⑦監視部門の設置については、相当の費用が生じるところ、特に、その供給区域における需要家数の少ない事業者においては、需要家当たりの負担が相対的に大きくなると考えられる。
- また、一般ガス導管事業者において万が一に競争関係阻害行為が発生した場合の影響(中立性確保の必要性)は需要家数の多い事業者ほど大きいと考えられる。
- こうしたことから体制整備のうち①②⑦については、一定数以上の需要家の一般ガス導管事業者 のみに義務を課すこととしてはどうか。

(参考) 一般送配電事業者の体制整備の内容

- 情報を適正に管理するための体制の整備
 - ① 建物を小売・発電等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
 - ② 情報システムを小売・発電等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること (情報システムの論理的分割等)
 - ③ 情報の適正な管理に係る規程を整備すること
 - ④ 情報管理責任者を設置すること
 - ⑤ 取締役等及び従業者の研修を実施すること
- 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
 - ⑥ 託送供給及び電力量調整供給の業務(以下「託送供給等業務」という。)における小売・発電事業者との取引及びその他の連絡・調整(軽微なものを除く)の内容及び経緯を記録し保存すること
 - ⑦ 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給等業務を行う部門と別に置くこと ※グループ内の小売・発電等から独立した組織であることを要する
- その他適正な競争関係を確保するために必要な措置
 - ⑧ 法令等を遵守するための体制確保に係る責任者(法令遵守責任者)を設置すること
 - ⑤ 託送供給等業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
 - ⑩ 法令遵守責任者により監視を実施すること

	負担が比較的大きい項目
•	付いておりていたロ

6

(参考) (5)情報の適正な管理のための体制整備

(参考) 第45回制度設計専門会合(2020年2月10日)資料3 事務局資料より抜粋

一般ガス導管事業者の体制整備義務の基準(案)

- 情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が発生した場合の影響の大きさや、体制整備のための 負担等を考慮すると体制整備のうち①②⑦については、**ガスメーター取付数30万個以上**の一般 ガス導管事業者に課すこととしてはどうか。
- また、ガス導管事業を取り巻く状況に大きな変化があった場合や、一般ガス導管事業者の中立性に 懸念が生じた場合などは、必要に応じ基準の見直しを検討することとしてはどうか。

(参考) ガスメーター取付数上位20社(日本ガス協会「ガス事業便覧」:2018年度版)

事業者名	メーター取付数	従業員数 ^{※1}	導管シェア	託送供給量(千㎡) ^{※2}
東京ガス	11,534,655	7,736人	23.06%	14,769,985
大阪ガス	7,368,878	5,554人	19.24%	8,904,133
東邦ガス	2,439,194	2,858人	11.12%	4,025,711
西部ガス	1,092,914	1,342人	3.78%	896,672
京葉ガス	930,612	829人	2.42%	719,759
北海道ガス	571,533	941人	2.04%	570,382
広島ガス	411,080	639人	1.59%	508,391
北陸ガス	374,160	420人	1.88%	387,715
仙台市	343,440	437人	1.65%	284,343
静岡ガス	319,336	634人	1.66%	1,545,341
四国ガス	268,041	459人	1.22%	205,155
中部ガス	235,319	322人	1.61%	314,503
東部ガス	220,591	474人	1.37%	271,716
武州ガス	216,702	278人	0.93%	328,496
東彩ガス	195,271	195人	0.81%	158,781
山口合同ガス	180,086	420人	1.11%	296,735
大多喜ガス	171,172	293人	0.93%	826,555
日本ガス(鹿児島)	146,685	219人	0.62%	104,127
岡山ガス	140,912	236人	0.92%	171,741
旭川ガス	121,990	124人	0.73%	70,907

※1:導管部門以外の従業員を含む ※2:平成30年度託送収支計算書

目次

その他のガス事業を取り巻く状況

- I.法的分離に向けた各種ルールの整備状況(行為規制等)
- Ⅱ.法的分離に向けた一般ガス導管事業者各社における対応 状況(システム対応等)

法的分離への対応状況の検証

- 一般送配電事業者の会社分割の例も参考に、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)の準備状況を確認。
- 上記確認は、(1)全体的なスケジュール管理、(2)組織再編、(3)資産分割、(4)システム構築、といった観点から行った。

主な確認事項

(1)全体的なスケジュール管理

• 以下(2)~(4)への対応状況等を適切に管理するための検討体制の構築やスケジュールの作成等

<u>(2)組織再編</u>

- 導管部門分社化を想定した組織の再編
- 会社法上の対応(吸収分割契約の締結・承認等)
- 導管部門分社化後の防災体制の適切な構築を見据えた準備

(3)資産分割

- 導管部門分社化に際しての資産等分割の対応状況
- 上記を受けての分社化後のそれぞれの会社間で発生する取引及び契約内容の検討

(4)システム構築

託送システム・営業システム・経理システムの法的分離(行為規制)対応

(1)全体的なスケジュール管理

● 法的分離の対象となるガス大手 3 社は、2022年 4 月 1 日の法的分離に向けて、システム対応や組織再編等への対応と平行して、①導管部門分社化のプレス、②分割準備会社の設立及び吸収分割契約の締結、③株主総会での承認、④一般ガス導管事業者たる法人の分割の認可申請等の各種対応を実施予定。

<法的分離までのスケジュール(再掲)> 2020年8月13日 2021年4月1日 2022年4月1日 ◆ 適正なガス取引についての指針(行為規制)公表(予定) ◆ **法的分離基準を定める政令**公布 ◆ 改正法 ※2022年4月1日から適用 ※2022年4月1日から施行 第六条 法令 施行 ◆ 行為規制省令公布(予定) 関係 ※2022年4月1日から施行 引続き、各社の進捗については、分割認可プロセスと併せて注視 経産省 ガス事業法に基づき審査・認可 分割認可申請 -般ガス導管事業者たる法人の分割 ◆ 法的分離 大手3社 分割準備会社の設立及び吸収分割契約等の会社法上の対応 法的分離への各種対応

(2)組織再編 1/2

- 各社の報道発表資料によれば、3社いずれも法的分離の方法として小売・製造親会社方式を採用予定。
- 2021年4月に分割準備会社を設立し、2022年4月1日を効力発生日として吸収分割の形式により当該 分割準備会社が一般ガス導管事業の全部を承継する。

法的分離までのイメージ

<現状>

Αガス ガス小売事業 ガス製造事業 一般ガス導管事業等

〈分割準備会社設立〉 ※2021年4月 〈法的分離〉 ※2022年4月1日

Aガス ガス小売事業 ガス製造事業 ・般ガス導管事業等 100%出資 分割準備会社

Aガス ガス小売事業 ガス製造事業 吸収分割 100%出資 導管事業会計 般ガス導管事業等

(参考) 導管部門の分社化後の会社形態と分社化の方式に関する各社プレスリリース

東京ガス株式会社 広 報 部

以上

東京ガス株式会社(社長:内田 高史、以下「東京ガス」)は、本日、ガス事業法に基づく2022年4月 の導管部門の法的分離に対応するため、分社化後の会社形態と分社化の方式を決定しましたので、以下の とおりお知らせします。

なお、ガス導管事業の会社分割は、2021 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会決議による承認および 所管官公庁の許額可等の取得を条件として実施します。

1. 分社化後の会社形態

導管部門の一層の中立性を確保するため、ガス導管事業を分社化し、100%出資会社として導管事業会 社を設置します。

2. 分社化の方式

当社を分割会社とし、分割準備会社を承継会社とする吸収分割とします。

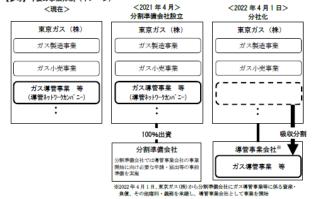
3. 今後のスケジュール

2021年4月 分割準備会社設立

2021年4月 吸収分割契約締結(当社と分割準備会社間で締結) 2021年6月 株主総会決議による吸収分割契約の承認

2022年4月1日 吸収分割の効力発生日(分社化)

【参考】今後の事業体制 (イメージ)



導管部門分社化の方向性について

2020年10月5日 大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社(社長:本荘武宏、以下「大阪ガス」)は、ガス事業法で2022年4 月より求められる予定である導管部門の法的分離に関する方向性を、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1. 分社化後の会社形態

導管部門の一層の中立性を確保するため、一般ガス導管事業を分社化し、ガス製造事業、 ガス小売事業等を運営する事業特株会社の下に 100%出資会社として導管事業会社を設置 する検討を進めます。

2. 分社化の方式

当社を分割会社とし、分割準備会社を承継会社とする吸収分割とします。

3. 今後の予定

2021年4月 分割準備会社設立

2021年4月 吸収分割契約締結(当社と分割準備会社間で締結)

2021年6月 株主総会決議による吸収分割契約の承認

2022年4月1日 吸収分割の効力発生日(分社化)

一般ガス導管事業の会社分割は、2021年6月に開催予定の当社定時株主総会決議による 承認および所管官公庁の許認可等の取得を条件として実施する予定です。





2020 年 9 月 30 日 東邦ガス株式会社

導管部門の分社化後の会社形態等について

当社は、ガス事業法で2022年4月までに求められている、導管部門の一層の中立性を確保するための 法的分離に向けて、本日、以下のとおり、分社化後の会社形態等を決定しましたのでお知らせします。

なお、一般ガス導管事業の会社分割は、2021 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会決議による承認 および所管官公庁の許認可等の取得を条件として実施する予定です。

1. 分社化後の会社形態

一般ガス導管事業を分社化し、ガス製造事業、ガス小売事業等を運営する事業持株会社の下に 100% 出資会社として導管事業会社を設置します。

2. 分社化の方式

当社を分割会社とし、導管事業会社を承継会社とする吸収分割とします。

(参考)今後のスケジュール

2021年4月 分割準備会社設立

 2021年4月
 吸収分割契約締結(当社と分割準備会社間で締結)

 2021年6月
 株主総会決議による吸収分割契約の承認

 2022年4月1日
 吸収分割の効力発生日(分社化)

以上

(2)組織再編 2/2

安定供給に万全を期する観点から、法的分離後も各社が防災体制を適切に構築できるよう、災害等の緊急時に、一時的に一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者と連携して復旧活動に取り組むこと等を経済産業省令において行為規制の例外として規定するなど、法令上必要な施策を実施。

(参考) 第14回ガス事業制度検討WG(2020年10月20日) 資料4 事務局資料より抜粋

現状の都市ガスの災害時広域応援体制

- 万が一大規模な供給支障が発生した場合には、**都市ガス業界を挙げての応援体制を確立する事業者間連携の枠組みが既に確立**されている。
- また、導管、小売、製造の各事業者が連携して対応にあたることは極めて重要。
- 安定供給に万全を期す観点からこのような連携体制を法的分離後も維持できるような施策を検討する必要があるのではないか。

(参考) 第21回ガス安全小委員会(2020年3月11日~18日)資料3-1 事務局資料より抜粋



34

(3)資産分割

- 法令の規定に則り、各社とも概ね以下の考え方の下、適切な資産分割を実施予定であることを確認済。
 - ✓ 導管事業会社は、「専らガス導管事業の用に供される資産や債権等」を承継
 - ✓ 小売・製造各部門と共用している資産のうち、小売・製造親会社と導管会社とに切り分け可能な資産は 各会社がそれぞれ承継
 - ✓ 小売・製造各部門と共用している資産のうち、小売・製造親会社と導管会社とで切り分けが困難な資産 は合理的な考え方に沿って承継会社を決定

ガス導管事業の用に供される資産や債権等(例)

資産等の分類	主な資産等の例	
専らガス導管事業の用に供される資産や債権等(例)	資産 (固定資産)	✓ 導管、ガスメーター、ガバナ施設等資産✓ 共用している土地・建物等のうち、導管事業者が主たる使用者となっている資産等
	債権 (流動資産)	✓ 託送供給約款に基づき徴収する託送料金や内管工事代金の売掛金等
小売・製造親会社と導管会社とで切り分けが困難な資産(例)		✓ ITシステム (ソフトウェア)、全社共通インフラ設備(サーバー、LAN、電気・電源設備等) 等(※)

^(※) 資産の使用頻度、保守、運用等の実態を踏まえて所有権を有することとなる会社を決定した上で、所有権を持たない会社は、共用資産の使用にあたって生じる費用について、相応に配分したコストを会社間取引にて負担する。

(4)システム構築

● 法的分離に向けて構築が必要と考えられるシステムとその概要は以下のとおり。

システム	概要	対応項目	内容	具体的な対応例
託送 システム	託選科 金計算 契約管理等	論理分割(※)	法的分離後、一般ガス導管事業者 以外の者が託送情報へアクセスでき ないようにするための制御	利用者の所属情報に基づき、託送情報へアクセスで きる者を制限したり、託送情報をマスキングしたりする 仕組みを構築
		グループ会社間取引 への対応	分社化後のグループ内小売との需要 場所ごとの託送契約管理	託送システム内で、グループ内小売分の需要場所ご との託送契約の申込受付→契約締結→託送料金 算定等を一元的に管理する仕組みを構築
営業システム	顧客別、サービス別(メニュー別)の収益・保安情報を管理需要家からの各種申込受付・問合せ対応、顧客情報管理等	論理分割(※)	システム内の託送情報に一般ガス導管事業者以外の者がアクセスできないようにするための制御	利用者の所属情報に基づき、託送情報へアクセスできる対象を制限したり、託送情報をマスキングする仕組みを構築
経理 システム	伝票を集積し、財 務データを生成	論理分割 (※)	分社化後各社帳簿の分割	会社別に伝票情報、財務データを紐づけ、会社別に それらを分割する仕組みを構築
		グループ会社間取引への対応	分社化後の会社間取引を記帳でき る仕組み	従来社 内賜 と は 伝票起票が必要なかった 現 を 社外取引として分社後の各社が適正に伝票起票等 を行うための仕組みを構築

^(※) いずれのシステムも行為規制上は論理分割で足りるが、物理分割(一般ガス導管事業者に当該システムを保有させる方法)をとる予定の事業者も存在。

各社の法的分離への対応状況(東京ガス)

項目	現時点における対応状況	今後の見通し
全体管理	✓ 2018年に、検討組織を整えて検討を開始✓ 2022年4月までの工程を作成し、定期的に進捗を管理	✓ 引き続き、事務局と各部門が連携し進捗管理を行う
組織再編	✓ 2020年4月、導管ネットワークカンパニーを設置✓ 2020年11月、分社化の方式(吸収分割)、分社化に関する日程を公表	 ✓ 2021年3月中に分割準備会社を設立することを公表 ✓ 2021年4月に分割準備会社を設立 ✓ 同月に吸収分割契約を締結予定 ✓ 2021年6月株主総会承認予定 ✓ 20 21年度 中分社 化の 防災体制の検討を完了し、防災計画を作成予定
資産分割	✓ 資産・負債分割の方針を整理、精緻化も概ね完了✓ グループ会社間取引のリスト化が概ね完了	✓ 2021年度に資産・負債分割を精緻化✓ 20 21年度 中 グループ 会社 間 同 を精緻化 試行検 証を実施
システム構築	 ✓ 託送システム ▶ グループ会社間取引への対応→要件定義完了 (2019年12月)、システム構築中(~2021年3月) ✓ 営業システム ▶ 論理分割→要件定義完了(2020年3月)、システム構築中(~2021年3月) ✓ 経理システム ▶ 導管事業会社向けの新規システムを構築(物理分割)→要件定義完了(2020年3月)、システム構築中(~2021年3月) 	 ✓ 全体 ▶ 2021年8月~12月に法的分離に係るシステム横断 テストを実施、2022年1月~3月にシステム移行 ✓ 託送システム ▶ グループ会社間取引については、2021年4月~7月 テスト、2022年4月運開予定 ✓ 営業システム ▶ 2021年4月~7月テスト、2022年4月運開予定 ✓ 経理システム ▶ 2021年4月~7月テスト、2022年4月運開予定

※2021年3月16日時点

各社の法的分離への対応状況(大阪ガス)

項目	現時点における対応状況	今後の見通し
全体管理	✓ 2017年に、検討体制を整えて検討を開始✓ 2022年4月までの工程を作成し、定期的に進捗を管理	✓ 引き続き、事務局と各部門が連携し進捗管理を行う
組織再編	 ✓ 2019年4月、ネットワークカンパニーを設置 ✓ 2020年10月、分社化の方向性(分社化の方式等)を公表 ✓ 2021年3月、分割準備会社(大阪ガスネットワーク株式会社)を設立することを公表 ✓ 分社化後の防災体制について、2020年度に方向性を整理 	✓ 2021年4月に分割準備会社設立✓ 同月に吸収分割契約締結予定✓ 2021年6月株主総会承認予定✓ 2021年度に災害対策規程や防災業務計画等を改定予定
資産分割	✓ 2020年度に、既存資産・負債の方針決定、色付けを完了✓ 2020年度に、グループ会社間取引のリスト化を完了し、現在、精緻化に着手	✓ 2021年度に資産・負債分割を精緻化✓ 2021年度にグループ会社間取引を試行
システム構築	 ✓ 託送システム ▶ 物理分割→対応済 ✓ 営業システム ▶ 論理分割→対応済 ✓ 経理システム ▶ 基本検討・要件定義まで完了。現在システム構築中 	✓ 経理システム▶ 2021年度はシステム構築およびテスト、2022 年3月末運開予定

※2021年3月16日時点

各社の法的分離への対応状況(東邦ガス)

項目	現時点における対応状況	今後の見通し
全体管理	✓ 2018年に、検討体制を整えて検討を開始✓ 2022年4月までの工程を作成し、定期的に進捗を管理	✓ 引き続き、事務局と各部門が連携し進捗管理を行う
組織再編	 ✓ 2020年4月、導管ネットワークカンパニーを設置 ✓ 2020年9月、分社化の方式(吸収分割)、分社化に関する日程を公表 ✓ 2021年2月、分割準備会社(東邦ガスネットワーク株式会社)を設立することを公表 	✓ 2021年4月に分割準備会社設立✓ 同月に吸収分割契約締結予定✓ 2021年6月株主総会承認予定✓ 2021年度中に防災計画を改定予定
資産分割	✓ 資産・負債分割の方針を整理、精緻化も概ね完了✓ グループ会社間取引のリスト化を概ね完了、2020年度に取引を試行	✓ 2021年度に資産・負債分割の方針を最終決定✓ 2021年度も引き続き、グループ会社間取引の試行 検証を実施
システム構築	 ✓ 託送システム ▶ 物理分割→対応済 ✓ 営業システム ▶ 物理分割→要件定義完了(2021年1月)、システム構築中(~2021年8月) ✓ 経理システム ▶ 論理分割→対応済 	✓ 営業システム▶ 2021年9月~2022年2月にテスト、2022 年4月に運開予定

※2021年3月16日時点

(参考) 託送システムに関する検討状況

会社名			ı	スケジュール		ı	I
	~FY2020Q2	FY2020Q3	FY2020Q4	FY2021 Q1	FY2021 Q2	FY2021 Q3	FY2021 Q4
w-				【論理分割】 対応済み			
東京ガス	【グループ会社間取引 基本検討・要件定義・			【グループ会社間耳 テスト	対引への対応】		
大阪ガス				対応済み			
東邦ガス				対応済み			
北海道ガス	基本検討・要件定義)構築			テスト
仙台市ガス局	基本検討、要件定義			構築		テスト	
北陸ガス	基本検討、要件定義				構築		テスト
京葉ガス	基本検討·要件定義		構築				テスト
静岡ガス				対応済み			
広島ガス				対応済み			
西部ガス				対応済み			

(参考) 営業システム (論理分割/物理分割) に関する検討状況

	コポンハノム	(hm, ,,,,)				U	
△ +4				スケジュール			
会社名 	~FY2020Q2	FY2020Q3	FY2020Q4	FY2021 Q1	FY2021 Q2	FY2021 Q3	FY2021 Q4
東京ガス	基本検討·要件定義	、構築		テスト			
大阪ガス				対応済み			
東邦ガス	基本検討·要件定義		構築		テス		
北海道ガス	基本検討·要件定義			構築	£.	テスト	
仙台市ガス局	基本検討·要件定義			構築	Net	テスト	
北陸ガス	基本検討·要件定義				構築	テスト	
京葉ガス	基本検討·要件定義		構築				テスト
静岡ガス	基本検討				要件定義•構築•	テスト	
広島ガス				対応済み			
西部ガス				対応済み			
							I control of the cont

(参考) 経理システムに関する各社の検討状況

	△ +4	スケジュール							
会社名	~FY2020Q2	FY2020Q3	FY2020Q4	FY2021 Q1	FY2021 Q2	FY2021 Q3	FY2021 Q4		
	東京ガス	基本検討·要件定義	₹•構築		テスト				
	大阪ガス	基本検討· 要件定義	構築				テスト		
	東邦ガス	対応済み							

^(※)上記3社以外の者は法的分離の対象ではないことから、経理システムの分割を行う必要性がない。

法的分離の検証における今後の留意点

- 以上のとおり、各社の準備状況について確認を行った。
- 今後、2022年4月の法的分離を円滑に実施するため、特に以下の点に注視していくこととしたい。
 - ✓ 導管部門の中立性を高め、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者のグループ内の小売事業者と 新規参入者との間のイコールフッティングを担保する観点から、システムの構築(論理分割等)が予定通 り進んでいるかどうか
 - ✓ 法的分離後もグループ一体でガスの安定供給を確保できる体制を確実に構築できているか。
- なお、今後分割に係る認可申請が行われる際には、ガス事業法第42条が準用する同法第37条の認可基準へ適合しているかどうか、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、厳格に審査を行う。

<ガス事業法(昭和29年法律第51号)>

(許可の基準)

- 第三十七条 経済産業大臣は、第三十五条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
 - その一般ガス導管事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
 - 二 その一般ガス導管事業のガス工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
 - 三 その一般ガス導管事業の開始によってその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。
- 四 その一般ガス導管事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 五 その一般ガス導管事業の計画の実施が確実であること。
- 六 その他その一般ガス導管事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割)

- 第四十二条 一般ガス導管事業の全部又は一部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 <u>一般ガス導管事業者たる法人の</u>合併及び<u>分割(一般ガス導管事業の全部又は一部を承継させるものに限る。)は、経済産業大臣の認</u>可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十七条の規定は、前二項の認可に準用する。

くガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について>

第一 審査基準

(6) 法第三十五条の一般ガス導管事業の許可

法第三十五条の一般ガス導管事業の許可の基準については、<u>法第三十七条</u>に定められているとおりであるが、<u>その審査基準は、次のと</u>おりとする。

- ① 法第三十七条第一号関係
 - 一般ガス導管事業の開始が、その供給区域におけるガスの供給の要請に応じて行われるものであるか否かを判断するものとする。
- ② 法第三十七条第二号関係

「ガス工作物の能力」とは、ガスの供給の最大能力であり、設備能力をもって判断するものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か否かの判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するものとする。

③ 法第三十七条第三号関係

設備の二重投資及び過剰投資を排除する趣旨で設けられている規定であり、既存の一般ガス導管事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、申請に係る事業者自身においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、という二点から判断するものとする。

④ 法第三十七条第四号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行に足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また「技術的能力」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑤ 法第三十七条第四号関係

「計画の実施が確実であること」とは、一般ガス導管事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、 供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものと判断され得るもの であることを意味する。

⑥ 第三十七条第六号関係

第一号から第五号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進に資するか否かを判断するものである。例えば、同一供給区域の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。

また、本号に基づき申請者が暴力団員等でないこと、法人にあってはその役員のうちに暴力団員等がないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適せるであるか否かを判断するものとする。

なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

(11) 法第四十二条第二項の一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割の認可

法第四十二条第二項の一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同条第三項において法第三十七条の規定絵を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。